2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者(H26.5.15 現在の対象施設設置者)から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。なお、今回の報告施設数については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの採取測定分及び昨年度の公表までに報告がなかった平成25年3月31日以前の採取測定分です。

(1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん(単位 排出ガス:ng-TEQ/m3N、焼却灰・ばいじん:ng-TEQ/g)

特定施設名				報告教象	報 告 施設数	休止等 施設数 (未着工等 を含む)	その他	測定結果		基準値
				施設数			施設数**	最小	最大	
廃棄物焼却炉	排出ガス	新 設 *	4 t/h以上	1	0	1	0	_	_	0.1
			$2\sim4$ t/h	5	3	2	0	0.00027	0. 27	1
			2 t/h 未満	4 9	2 9	1 1	2	0.0000011	4. 1	5
		既	4 t/h以上	0	0	0	0	_	_	1
			$2\sim4$ t/h	2 0	1 4	6	0	0.00012	1. 8	5
			2 t/h未満	7 5	5 3	1 2	2	0	1 4	1 0
		計		1 5 0	1 0 1	3 2	4	-	_	
	焼却灰			1 5 0	9 9	3 2	3	0	0.87	
	ばいじん			1 3 9	7 9	3 2	3	0	5 1	

(*) 新設:法施行(平成12年1月15日)より後に設置した施設

既設:法施行(平成12年1月15日)日に設置されていた施設

(**) 分析中、測定日程調整中の施設を計上しています。

イ 排出水 (単位 排出水:pg-TEQ/L)

特定施設名	報告対象 施設数	報 告 施設数	休止等 施設数	測定結果		基準値	
一种 化他放名	施 設 毅		旭 放数	最小	最大	本 毕他	
廃棄物焼却炉における廃 ガス洗浄施設及び湿式集 じん施設	7	5	2	0.00054	0.15	1 0	
クラフトパルプ又はサルファイトパル プ製造用に供する塩素系 漂白施設	2	1	1	0.0099	0.0099	1 0	

(2) 基準の適合状況について

1 施設の排出ガスについて基準値超過の報告があったため、稼動停止するよう指導し、ただちに改善勧告を行った上で、改善措置や再発防止の措置を講じた改善計画を提出させました。事業者が改善措置を行った後に再測定を行った結果、濃度は3.7 ng-TEQ/m3N であり、基準値内であることを確認しました。

なお、報告があったその他の施設、事業場については、全て基準に適合しています。

【排出ガスにおける基準値超過の概要】

ア 超過施設:1施設

イ 測 定 値:14 (基準値:10、単位:ng-TEQ/m3N)